

市内でのワーケーションの受け入れに必要となる宿泊施設等やコワーキングスペース、飲食店などの協力施設を募集します。
登録した協力施設は、市ホームページやSNSなどでPRしていく予定です。

## 1 協力施設の条件

- 日向市ワーケーション事業推進の施 に情報発信などに協力できる
- 施設の所在地が市内である
- テレワークが可能な環境である
- 宿泊施設等については、旅館業法等の 許可を受けている
- 新型コロナウイルスの感染防止対策を 講じている









## 2 登録方法

- ① 市ホームページから「日向市ワーケーション協力施設登録申出書」を ダウンロード
- ② 申出書に必要事項を記入
- ③ 書面又は電子メールで日向市商工港湾課に提出 syoukou@hyugacity.jp
- ※ 申出書の内容を審査し、 「日向市ワーケーション協力施設登録通知書」 にて登録の可否を通知します。

【問い合わせ先】 日向市商工観光部商工港湾課 港湾・企業立地係

冷渇・近来立地は TEL:0982-52-2111